

○財務省
経済産業省 告示第一号

外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第三号の二、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十年五月経済産業省告示第百九十三号）第五号、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）第十号並びに外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第九十三号）第二号の七及び第四号の規定に基づくロシア産原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を次のように定め、令和六年二月二十日より適用する。

令和六年二月二日

財務大臣 鈴木 俊一

【最終改正 令和七年四月一日財務省、経済産業省告示第八号】

次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置をとり、かつ、当該措置に伴い入手した書面（その写し及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第一号において同じ。）を保存する措置をとった場合には、原油等の購入価格に係る確認等を行ったものとみなす。

一 船主（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十八条第二項に規定する対外船舶運航事業者及び本邦船主をいう。）及び船会社（同法第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第十項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。） 原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（当該原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面をいう。以下同じ。）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。次号及び第三号において同じ。）の記載があるものに限る。次号

及び第三号において「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、主務大臣から求めがあつた場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（当該原油等の価格以外の費用であつて、当該原油等の輸送に係る輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料その他の費用をいう。次号において同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置

二 船主責任相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第三項に規定する船主責任相互保険組合をいう。次号において同じ。）及び損害保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第四項に規定する損害保険会社をいう。次号において同じ。）（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険に関する業務（再保険に係る業務を除く。）を行う場合に限り。） 原油等に関連する取引の相手方から航海毎の宣誓書を原油等の輸送に係る航海の日から起算して三十日以内に入手し、かつ、主務大臣から求めがあつた場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置

三 船主責任相互保険組合及び損害保険会社（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険に関する業務

（再保険に係る業務に限る。）を行う場合に限る。） 次のイ又はロに掲げる措置

イ 原油等に関連する取引の相手方から航海毎の宣誓書を原油等の輸送に係る航海の日から起算して三十

日以内に入手する措置

ロ 取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止又は制限に関する特別条項を記載する措置

四 前各号以外の者 原油等に関連する取引の相手方から宣誓書を入手する措置又は前号ロに掲げる措置